

### 3－2 地域包括支援センターの業務内容について

#### I 地域包括支援センター運営の基本方針

##### 1 地域包括支援センター設置の目的

- 高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となる。
- このため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを設置する。

##### 2 地域包括支援センターの基本機能

- 地域包括支援センターは次の基本機能を担うものとする。
  - ① 介護予防事業及び改正後の介護保険法に基づく新たな予防給付（以下「新予防給付」という。）に関する介護予防ケアマネジメント業務
  - ② 多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務
  - ③ 高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### 3 運営に当たっての留意事項

#### (1) チームアプローチによる運営

- 地域包括支援センターの業務は、上記①については保健師等、②については社会福祉士等、③については主任ケアマネジャー等が主として担当することになるが、いずれの業務についても、主たる担当職種のみで行うのではなく、各職種が地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、相互に連携・協働しながら、チームとして実施できるよう、情報の共有や業務の実施体制に特に配慮するものとする。

#### (2) 地域における様々な資源の活用

- 地域包括支援センターの運営に当たっては、保健・福祉・医療の専門職やボランティアなどさまざまな関係者がそれぞれの能力を生かしながら相互に連携することにより、介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いまで、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的なケアが行われるよう、総合的なケアマネジメントを行うことが不可欠である。
- このため、地域包括支援センターが中心となり、こうした地域の様々な関係者と連携を図る場を設けるほか、同一市町村内の他の地域包括支援センターとの連携を図り、情報の共有化、事例の分析を行うなど、地域包括支援センターの担当圏域を越えたネットワーク形成に努める。

#### (3) 地域包括支援センター運営協議会

- 地域包括支援センターの運営に当たっては、その方針につい

て、地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の議を経ることとし、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図らなければならない。また、運営協議会は、地域包括支援センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や地域の関係団体等の間の調整を行うものとする。

#### （4）個人情報の取扱いについて

- 地域包括支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - ① 地域包括支援センターにおける各事業の実施に当たり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることにかんがみ、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくこと。
  - ② 個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

## II 介護予防ケアマネジメント業務の内容と流れ

### 1 基本的な視点

- 介護予防ケアマネジメント業務は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができるることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指す。

- このため、サービス提供期間を設定し、いつまでにどのような生活行為ができるようにするのか具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者的心身の状況や生活環境、廃用や生活機能低下が生じた原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は所期の目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。
- 介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、
  - ① 地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など、地域における介護保険以外の様々な社会資源の活用
  - ② 介護予防の効果を高める観点から、要支援・要介護の非該当者から、要支援者に至るまでの連続的で一貫したケアマネジメントの実施に留意する。
- いずれの業務も、保健師等が中心となって実施することとなるが、地域包括支援センターの他の職種はもちろん、地域の関係機関等との連携にも留意しなければならない。

## 2 業務内容

### (1) 介護予防事業に関するケアマネジメント業務

- 自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標としている介護予防事業に関するケアマネジメントは、特定高齢者把握事業において、市町村が把握・選定した特定高齢者（虚弱高齢者）について、地域包括支援センターが、おおむね次に定めるプロセスにより実施する（詳細については別に定める専門的なマニュアルを参照）。なお、市町村は、必要な経費を負担することで、特定高齢者把握事業を地域包括支援セン

ターに行わせ、介護予防事業に関するケアマネジメントと一体的に行うことも可能であるが、この場合、特定高齢者の判定結果については、市町村に通知する等の連携を図るものとする。

#### ①対象者の把握

市町村と連携し、介護予防事業への参加に同意した者を把握する。

#### ②一次アセスメント

基本チェックリストの結果等により、生活機能、心身機能等を把握し、生活機能の低下を予防できない現状や要因（介護予防ニーズ）の特定及び課題分析を行う。

#### ③介護予防ケアプランの作成

一次アセスメントの結果を基に、高齢者との面接により、その心身の状態を把握しつつ、介護予防ケアプランの目標、利用する事業内容などを決定する。その際に、家族や介護予防事業実施者などとも共通認識を得るため、必要に応じてサービス担当者会議を開催する。

#### ④事業の実施

介護予防事業実施者は、介護予防ケアプランに基づき介護予防事業を実施し、地域包括支援センターは、事業の実施状況を適宜モニタリングし、必要に応じて事業実施者間の調整を行う。また、事業実施者に対し、事業の実施の前後に对象者の目標達成度や状態の改善の評価を行わせ、適宜、その結果の報告を受ける。

#### ⑤評価

一定期間経過後、地域包括支援センターでは、事業実施者からの報告を参考にしつつ、各高齢者の状態を再度アセスメントし、必要に応じて介護予防ケアプランを変更する。

- 地域包括支援センターは、個々の対象者ごとに、定期的に目標達成状況を管理する。
- なお、地域包括支援センターとして行う総合相談・支援事業などの過程で介護予防事業の対象者とすべき者を把握した場合は、適宜、特定高齢者把握事業と連携を図るものとする。

## (2) 新予防給付に関するケアマネジメント業務

- 新予防給付に関するケアマネジメントは、おおむね次に定めるプロセスにより実施する。

### ①利用申込みの受付

介護認定審査会において要支援認定を受けた利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明し、同意を得た上で、利用申込者に所定書類に必要事項を記載してもらい、市町村に届け出る。

### ②契約締結

利用申込者と契約を締結する。

### ③アセスメント

市町村から認定調査結果及び主治医意見書を入手し、利用者宅を訪問し、所定のアセスメント事項により利用者及び家族に對しアセスメントを行う。

### ④介護予防サービス計画原案の作成

アセスメント結果等を基に、どのような支援が必要かを利用者と調整し、利用者と合意した結果に基づき、介護予防サービス計画原案を作成する。

### ⑤サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議の開催等により、介護予防サービス計画原案について専門的な意見を聴取する。

⑥介護予防サービス計画書の交付

利用者又は家族に説明し、同意を得た後、介護予防サービス計画書を利用者又は家族に交付する。

⑦サービスの提供

介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行う。

⑧モニタリング

必要に応じて利用者宅を訪問するなどの方法により計画の実施状況を把握する。

⑨評価

3～6ヶ月に1回、計画の達成状況について評価を行う。

⑩給付管理業務

介護保険サービスの利用実績を確認し、所定の表に記載する。

⑪介護報酬の請求

介護報酬請求に関する所定の書類を作成し、介護報酬の請求を行い、介護報酬を受領する。

- 地域包括支援センターは、上記事務のうち①、②及び⑪に係る事務以外、その実施を居宅介護支援事業所に委託することができる。この場合、介護予防サービス計画原案が作成された段階で、地域包括支援センターはその内容が適切であるかを確認する。業務委託をする場合も、当該業務の最終的な責任は地域包括支援センターが負うものである。なお、委託に当たっては、運営協議会の承認を得なければならない。

(3) その他

- 地域包括支援センターにおいて実施する新予防給付に関する

ケアマネジメント及び介護予防事業に関するケアマネジメントとケアマネジャーが行う介護給付のケアマネジメント相互の連携を図るものとする。

### III 総合相談支援及び権利擁護業務の内容と流れ

#### 1 基本的な視点

- 総合相談・支援及び権利擁護の業務（以下「総合相談支援等業務」という。）は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。
- 本業務は、社会福祉士を中心となって実施することとなるが、地域包括支援センターの他の職種をはじめ、地域の関係機関等との連携にも留意しなければならない。

#### 2 業務内容

##### （1）地域におけるネットワーク構築業務

- 効率的・効果的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。  
そのため、サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活用可能な機関、団体等の把握などを行う。地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組む。

- 地域の様々なニーズに応じ、これらのネットワークを有効活用していくこととなるが、特に、高齢者の虐待防止については、「高齢者虐待防止ネットワーク」を早急に構築することが必要である。

## (2) 実態把握業務

- 総合相談支援業務を適切に行う前提として、(1)のネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行う。

## (3) 総合相談業務

- 総合相談業務として、次の業務を行う。

### ①初期段階での相談対応

- 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断する。
- 適切な情報提供を行えば相談者自身により解決が可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。

### ②継続的・専門的な相談支援

- 初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定する。

- 支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や当該関係機関から、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

#### (4) 権利擁護業務

- 実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度を活用する。

##### ①成年後見制度の活用

- 高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、以下の業務を行う。

- ・ 高齢者に親族がいる場合には、当該親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援する。
- ・ 申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立てにつなげる。

- また、成年後見制度の円滑な利用に向けて、

- ・ 市町村や地方法務局と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行う。
- ・ 鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組めるよう、地域の医療機関との連携を確保する。
- ・ 高齢者にとって適切な成年後見人を選任できるよう、地域で成年後見人となるべき者を推薦する団体等を、高齢者又はその親族に対して紹介する。なお、地域包括支援センターの業務として、担当職員自身が成年後見人となることは想定していない。

## ②老人福祉施設等への措置

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。また、措置入所後も当該高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援する。

## ③虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し、事例に即した適切な対応をとる。

## ④困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、他の職種と連携し、地域包括支援センター全体で対応を検討する。

## ⑤消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター（又は市町村の消費者行政担当部局）と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供を行う。

# IV 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の内容と流れ

## 1 基本的な視点

- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、ケアマネジャーとの多職種協働と、地域の関係機関との連携により、

包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行うものである。

- 本業務は、主任ケアマネジャーが中心となって実施することとなるが、地域包括支援センターの他の職種はもちろん、地域の関係機関との連携にも留意しなければならない。

## 2 業務内容

### (1) 日常的個別指導・相談業務

- 地域のケアマネジャーに対する個別の相談窓口を設置し、日常的業務の実施に関し、ケアプランの作成技術を指導し、サービス担当者会議の開催を支援するなど、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行う。
- また、地域のケアマネジャーの資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括支援センターの他の職種や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修、制度や施策等に関する情報提供を実施する。

### (2) 支援困難事例等への指導・助言業務

- 地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの他の職種や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

### (3) 包括的・継続的なケア体制の構築業務

- 施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域のケアマネジャーと関係機関の間の連携を支援する。
- また、地域のケアマネジャーが、地域における健康づくりや

交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(4) 地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務

○ 地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、ケアマネジャー相互の情報交換等を行う場を設定するなどケアマネジャーのネットワークを構築する。

(5) その他

○ 地域包括支援センターにおいて実施する新予防給付に関するケアマネジメント及び介護予防事業に関するケアマネジメントとケアマネジャーが行う介護給付のケアマネジメント相互の連携を図るものとする。

○ また、介護保険以外の様々な関係機関との連携体制を構築していく過程では、社会福祉士や保健師との連携が円滑に行われるよう、地域包括支援センター内での業務実施体制に配慮するものとする。